

各都道府県介護保険担当課 御中

←厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

平成16年9月6日付け産経新聞掲載記事について

計3枚 (本送信票除く)

vol. 6

平成16年9月9日

厚生労働省介護制度改革本部

【貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信
いただきますようよろしくお願いいたします。】

平成16年9月6日付け産経新聞朝刊
「ホームヘルパー廃止へ」との記事について

1. ホームヘルパーは、在宅介護を支える重要な柱である。厚生労働省としては、ホームヘルパーを廃止することなど考えていない。記事は誤りである。
2. 介護保険部会の意見書では、要介護者の重度化が進む（より重度の人を在宅で支えることが求められている）、痴呆の方が増えていく等の観点から、介護従事者の質の向上が重要、と指摘している。
そこで、「介護職員については、将来的には、介護福祉士を基本とすべき」として、将来の目指すべき方向を提示した上で、当面やるべきこととして、ホームヘルパーについては、研修の強化等によって資質の向上を図る、としている。
したがって、今後の方向は、「廃止」ではなく、「質の向上、充実・強化」である。
3. 厚生労働省としては、高齢者の在宅生活を支える中心的なマンパワーとしてのホームヘルパーの役割は非常に重要なものと考えており、今後とも、利用者のニーズに応えることのできる質の高いホームヘルプサービスが提供されるよう、ホームヘルプ制度の充実に尽力する所存である。

(照会先)
厚生労働省老健局振興課
室橋 (内3933)、高木 (内3980)
3595-2889(直通), 5253-1111(代表)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(抄)

(平成16年7月30日)

〔社会保障審議会介護保険部会報告〕

第2 制度見直しの具体的内容

Ⅲ. サービスの質の確保・向上

4. 専門性を重視した人材育成と資質の確保

(専門性の向上と研修の体系化)

○ 介護サービスは「人が支えるサービス」であり、「サービスの質の確保・向上」のためには、介護サービスを支える人材の資質の向上が不可欠である。これまでは「量」の確保に重点が置かれてきた傾向にあるが、増加する痴呆性高齢者へのケアを含め、介護に携わる全ての職種において、今後は、「専門性の確立」を重視する必要がある。資格要件や研修の在り方についてもこうした方向に沿った見直しを行っていく必要がある。

特に、痴呆ケアについては、ケアマネジャーや介護職員はもとより、主治医や看護師などの医療職においても、今後、研修等を強化していくべき分野である。

○ 介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は「介護福祉士」を基本とすべきであり、これを前提に、現任者の研修についても、実務経験に応じた段階的な技術向上が図れるよう、体系的な見直しを進めていく必要がある。

現在、施設職員については、既に4割程度が介護福祉士の資格を有しているが、さらに質の向上を図っていく必要がある。一方、ホームヘルパーについては、実働者数約2.6万人のうち介護福祉士資格を有する者は1割程度であり、大半は2級ヘルパーである。2級ヘルパーは、事実上、介護職場における標準的な任用資格となっているが、介護福祉士の養成課程と比較すると2級ヘルパーは130時間であるのに対し、介護福祉士は1,650時間と大幅な開きがある。このため、当面は研修の強化等により2級ヘルパーの資質の向上を図ることを検討する必要がある。

さらに、介護職員のみならず、施設長や管理者についても、サービス提供や施設運営全般にわたる責任者であることに照らし、就任前の研修と修了試験、就任後の定期的な研修を義務づけるなど、その在り方について見直しが必要である。

